# これまでの議員定数及び報酬に関する特別委員会では・・・・

令和2年9月1日、議員定数及び報酬に関する特別委員会を設置し、以降、分科会による議論を重ねて

きました。その経過を説明したうえで、今後の特 別委員会の活動の流れを紹介いたします。

まず、特別委員会では、議会基本条例を基に、 下記の3つの視点から、活発な議論となるよう常 任委員会単位の分科会を開催し、意見交換を重ね ました。

※各視点の説明はぎかいだより第42号(令和3) 年2月1日発行)を参照ください。



# 視点1 議会機能からみた議会の役割

## 【住民代表機能からは】

- 1 議会基本条例からも、議会機能の要は議員間討議(議論する議会)である。
- 2 議員一人ひとりが市民の代弁者である。
- 3 地域案件だけでなく市政全体を考え、市にしっかりものの言える機関であるべき。

## 【行政監視機能からは】

- 1 議会基本条例の基本理念にあるとおり、行政を監視し評価する機能こそ議会の責務である。
- 2 議会と行政は対峙であり対立ではない。共に良いものを作り上げようとするプロセスである。

## 【政策立案機能からは】

- 1 議会提出条例による政策マネジメントは、これからの議会に課せられた大きな課題である。
- 2 政策提言の頻度と精度を上げるべき。

# 視点2 議会改革からみた議会機能の向上

多くの地方議会が参加して行われている議会改革度調査では、議会の「情報共有」「住民参画」「機能強化」 の3項目を視点として評価されている。改革度の視点をどう捉えるか。

#### 【意見の抜粋】

- 1 何を視点に順位を決めているのかということだけは、共有しながら次の段階に進まなければならな い。議会改革度の中身、評価の項目を共有した上で、次の展開に持っていきたい。
- 2 何のために議会改革を行うのかということに立ち返らないといけない。議会が活性化すること、即 ちそれが市民の利益に返っていくためにやっているというところをしっかり抑えないといけない。
- 3 議論する(している)議会というところを見せるようにしないといけない。そのための機能強化であ り、市民参加の活性化と成果物やプロセスの情報共有が必要である。

# 視点3 地方分権における議会の役割など

地方分権を基礎付けているものは、決定や自治などをできる限り小さな単位で行い、できないことのみ をより大きな単位の団体で補完していくという「補完性の原理」と、地域の問題を共有し、一体となって解 決できるコミュニティ単位の取組をまずは基本とする「近接性の原則」とされてきました。

高山市は、地勢的な条件や風土、文化を超え、広大な合併となったことから、改めて、住民が地域の政 治・政策決定に参加する「住民自治」と地方自治体や地方議会など国から独立した団体に地方自治が委ねら れ、団体自らの意思と責任の下でなされる「団体自治」への配慮や合併の検証が求められています。

平成の合併が自治にもたらしたもの、自治と分権の視点からみた支所地域の地域振興と今後の課題など の項目について各分科会で協議・検証・意見交換・情報共有を行いました。

#### 【意見の抜粋】

- 1 合併によるスケールメリットが強調されてきたが、現状、地域間の格差、持続可能性といった問題 が表面化(顕在化)している。
- 2 議員を出せない支所地域の住民の声をどれだけ拾えるのか。
- 3 課題と向き合う議会、議会の役割は何かといった場合、それは議決責任であり、それに伴う議員間 討議である。これで明確に位置付けられるのではないか。それを論点として進めていければいい。
- 4 地域の自立という部分で、観光一本に依存してきた産業構造という問題や市民所得が向上しない問 題などがある。
- 5 合併して15年以上経った現時点、課題が多くなってきていることを実感する。だから今、議会の 必要性がこうだと訴えられるような大きな流れを作っていきたいと感じている。
- 6 これまでの議論も含め、合併の問題、地方分権一括法の問題までも加味した上で、今の高山市議会 の現実をどう捉えて、今後の方向性を導き出すかというところが、大元の議論になってくる。

これまでの特別委員会では、各視点に基づき意見交換を行いそれらの観点から議員定数はどうある べきかといった議論を各分科会で行ってきましたが、議員それぞれの考え方は多種多様であり、現時 点では議会としての方向性は決まっていません。

# これからの特別委員会では

各分科会において議会機能からの視点、議会改革度からの視点、地方分権からの視点の各視点からとら える議会のあるべき姿の実現に向けた活動等について調査研究を行い、それらの調査から必要な議会活動 やそれに伴う議員数を導き出したいと考えています。

## 高山市議会基本条例で示す議会のあるべき姿

広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議 員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会

## あるべき姿を実現するためのポイント

- □市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること
- □行政の政策の決定及び執行について監視し評価すること
- □責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと
- □市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うこと

また、議会内での議論に加えて市民意見交換会を開催し、市民の皆様が望まれる議会像を想定していた だき、そのために議会は何をすべきかをともに考え、議員定数を決定したいと考えています。

これらに対するご意見やご提案をお待ちしています。本号の10ページで紹介のちいきミライ箱や市議 会ホームページの問い合わせフォームなどからご意見をお寄せください。

このほかに、本年2月18日に「兵庫県西脇市議会」 への行政視察をオンラインにより行いました。

西脇市議会は令和2年1月25日に「議員定数を考 えるシンポジウム」を開催しており、シンポジウム 開催に至る経緯や、市民参加の手法、市民意見の聴 取の方法、当日の実施方法など丁寧に教示いただき ました。

この視察で得た情報なども参考に、市民参画の観 点から、市民の皆様とともに学ぶ機会としてのシン ポジウムの開催を検討しております。なお、新型コ ロナウイルス感染症の感染状況等によりますが、年 明けの1月から2月にかけて開催したいと考えてお ります。



オンラインによる行政視察の様子

今後、特別委員会の活動を市議会ホーム <u>ページでご覧いただけるよう</u>議会改革の取 🛭 組の中でお知らせしていきます。

